社会福祉法人仙台市社会福祉協議会　後援名義使用事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、各種団体から社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の後援名義の使用にかかる取り扱いの基準及び手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（承諾の要件）

第２条　後援名義使用の承諾は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

(1)　後援名義使用申請のあった事業（以下「申請事業」という。）の主催が次のいずかに該当する団体であること

　　ア　国、地方公共団体またはこれらに準じる公共団体

　　イ　社会福祉、保健、医療等に関する事業を行うことを主たる目的とした団体

　(2)　申請事業の内容が次の全てに該当するものであること

　　ア　仙台市内、または仙台市の近隣地域において開催されるものであること

　　イ　申請事業内容が特定の会員を対象としない一般公開のものであること

　　ウ　社会福祉の推進に寄与するものであること

　エ　入場料、参加料等を徴収する場合は、その額が妥当なものであること

　オ　暴力等不法行為を行うおそれのある組織の利益につながらないものであること

　カ　政治または宗教を目的としないものであること

　キ　公序良俗に反しないものであること

２　前項の規定に関わらず、会長が申請事業の目的や内容等を勘案し、必要と認めたときは、この限りではない。

（申請の方法）

第３条　後援名義使用を申請する団体（以下「申請団体」という。）は、後援名義使用許可申請書（様式1）または様式1と同様の内容を満たしている書面（以下「申請書等」という。）を、原則として事業開始の1ヶ月前までに本会へ提出しなければならない。

２　会長は必要に応じ、申請団体に対して次に掲げる書類を提出させることができる。

(1)　規約、会則等、その他これらに類する書類であり、申請団体の概要が明らかとなる書類

(2)　申請事業に関する事業計画書及び収支予算書

(3)　申請事業に関するチラシ、パンフレット

(4)　その他申請事業の内容が明らかとなる書類

（使用の承諾）

第４条　受理した申請書等は、第２条の規定に基づき内容を審査し、申請を受けた日の翌日から起算して30日以内に、使用承諾の可否を書面で通知するものとする。

(1)　後援名義使用を承諾する場合は、次の各項に掲げる条件を付して、後援名義使用承諾通知書（様式2）により、申請団体に通知するものとする。

ア　後援名義使用は、申請事業にのみ使用を承諾すること

イ　本会は、申請事業にかかる損害賠償その他一切の責任を負わないこと

(2)　後援名義使用を承諾しない場合は、後援名義使用不承諾通知書（様式3）により申請団体に通知するものとする。

（承諾の取消）

第５条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に承諾した後援名義使用を取り消すことができる。

　(1)　虚偽の申請により後援名義使用の承諾を受けたとき

　(2)　第2条に掲げる事項に該当しないことが明らかとなったとき

　(3)　その他不適当な行為があったと認められるとき

（事業終了報告）

第６条　申請団体は、申請事業の終了後1ヶ月以内に、事業終了報告書（様式4）または様式4と同様の内容を満たしている書面を、本会に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成30年3月1日から施行する。